

多賀城市告示第57号

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年4月19日

多賀城市長 深谷 晃祐

多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、耐震性が十分でない住宅における耐震化を促進するため、市内に存する木造住宅の所有者（所有者が複数あるときは、その代表者。以下同じ。）が行う当該住宅の耐震改修設計（工事監理を含む。）及び耐震改修工事又は建替え工事（以下これらを「耐震化工事」という。）に係る費用について、予算の範囲内において、当該所有者に対し、木造住宅耐震改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金の交付等については、多賀城市補助金等交付規則（昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震一般診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版木造住宅の耐震診断と補強方法」（2012年発行）（以

下「協会発行書」という。)に掲載されている「一般診断法」に基づき、住宅の地震に対する安全性を診断し、評価することをいう。

(2) 耐震精密診断 財団法人日本建築防災協会及び社団法人日本建築士会連合会編集による「増補版木造住宅の耐震精密診断と増補方法」(1995年発行)に掲載されている「木造住宅の耐震精密診断」に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を精密な方法で診断し総合評点を求めることをいう。

(3) 耐震改修計画 耐震一般診断又は耐震精密診断の結果に基づき作成される住宅の耐震性を向上させるための計画をいう。

(4) 耐震診断士 宮城県若しくは仙台市が実施した講習会又は建築関係法人が耐震診断士の養成を目的に宮城県の承認を受けて実施した講習会を受講し、宮城県が作成したみやぎ木造住宅耐震診断士リストに記載された者又は仙台市が作成した仙台市戸建木造住宅耐震診断士名簿に記載された者をいう。

(5) 耐震一般診断事業 住宅の所有者の求めに応じ、市が耐震診断士を派遣し、住宅の耐震一般診断及び耐震改修計画の作成を行う事業をいう。

(6) 耐震改修計画等支援事業 住宅の所有者の求めに応じ、市が耐震診断士を派遣し、住宅の耐震精密診断及び耐震改修計画の作成を行う事業をいう。

(7) その他改修工事 住宅の機能や性能を維持させ、及び向上させるため、住宅及び住宅の一部を修繕、補修、模様替え又は更新する工事であって、耐震改修工事と併せて行う耐震改修工事以外の工事で、

これに要する費用が10万円以上のものをいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件のうち、第1号及び第2号に該当し、かつ、第3号から第6号までのいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅
- (2) 在来軸組構法（太い柱や垂れ壁を主な耐震要素とする伝統構法で建てられた住宅を含む。）又は枠組壁構法により建築された木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅
- (3) 耐震一般診断事業による耐震一般診断（これと同等と市長が認める耐震一般診断を含む。以下同じ。）の結果、上部構造評点が1.0未満となった住宅であって、当該上部構造評点が1.0以上又はこれと同等（協会発行書に掲載されている「精密診断法」又は建築基準法（昭和25年法律第201号）により大地震動での倒壊に対する安全性が確保されたもの。以下同じ。）以上となる耐震改修工事を実施する住宅又は建替え工事を実施する住宅
- (4) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の結果、重大な地盤・基礎の注意事項の指摘を受けた住宅であって、当該重大な地盤・基礎の注意事項の改善を実施する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置への建替え工事を実施する住宅
- (5) 耐震一般診断事業による耐震一般診断の結果、上部構造評点が1.0未満となり、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項の指摘を受けた住宅であって、上部構造評点が1.0以上又はこれと同等以上とする

改修工事を実施し、かつ、重大な地盤・基礎の注意事項の改善を実施する住宅又は重大な地盤・基礎の注意事項が生じない位置への建替え工事を実施する住宅

(6) 耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断（これと同等と市長が認める耐震精密診断を含む。以下同じ。）の結果、総合評点が1.0未満となった住宅であって、当該総合評点が1.0以上となる改修工事を実施する住宅又は建替え工事を実施する住宅

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付又はこの要綱による補助金の交付と同様の支援、補助等を受けたことがある住宅は、補助対象住宅としない。

3 第1項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯員に市町村民税を滞納している者がいる住宅は、補助対象住宅とならない。ただし、当該市町村民税を滞納している者が納税誓約等を行い、当該納税誓約等の内容が確実に履行され、又は履行される見込みがあるときは、この限りではない。

4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有している者が所有者等である住宅は、補助対象住宅としない。

（補助金等）

第4条 補助金の対象経費は、耐震化工事に要する費用とする

2 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とす

る。

(1) その他改修工事がない場合 耐震化工事に要する費用（建替え工事にあっては、耐震化工事に要する費用相当分に限る。以下同じ。）

に5分の4を乗じて得た額又は100万円のいずれか低い額

(2) その他改修工事がある場合 前号の算出額に耐震化工事に要する費用に25分の2を乗じて得た額又は10万円のいずれか低い額を

加えた額

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象住宅の所有者は、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 耐震一般診断事業による耐震一般診断又は耐震改修計画等支援事業による耐震精密診断の結果報告書の写し

(2) 耐震化工事及びその他改修工事（以下「耐震化工事等」という。）に係る計画書の写し

(3) 耐震化工事等に係る設計図書の写し

(4) 耐震化工事等に係る費用の見積書の写し

(5) 市町村民税を滞納していないことを証する書類（申請者が個人の場合は、生計を一にする世帯員全員分）

(6) 消費税仕入税額控除確認書（様式第2号）（申請者が法人又は事業を営む個人である場合に限る。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等（以下「審査等」という。）を行い、当該申請が適当と認めるときは、すみやかに補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

2 前項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前項の通知後にすみやかに事業に着手しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する審査等により、当該申請が不適当と認めるときは、補助金の不交付を決定し、当該申請をした者に対し通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助対象事業の変更、中止又は廃止をする場合は、あらかじめ多賀城市木造住宅耐震改修促進事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第3号）により市長の承認を受けること。ただし、市長が補助事業を遂行する上で適当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(申請の取下げ)

第 8 条 規則第 7 条第 1 項の規定による申請の取下げは、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請取下届出書（様式第 4 号）により行うものとする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 11 条の規定による実績報告は、多賀城市木造住宅耐震改修促進事業実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 耐震化工事等に係る契約書の写し
- (2) 耐震化工事等の費用に係る請求書の写し及びその領収書の写し
- (3) 耐震化工事等の施工箇所ごとの施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第 10 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る審査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

（補助金の請求及び交付）

第 11 条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、請求書（様式第 6 号）を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の 3 月末日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付する。

（立入検査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、建築物等に立ち入らせ、関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業が適切に図られるよう必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(調査に対する協力)

第13条 補助事業者は、この要綱による補助金の執行等に関し、市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければならない。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び関係書類の全てを備え付け、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、建設部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月1日から施行する

(この告示の失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。